

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聴き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせさせていただくか、町のホームページをご覧ください。

八雲町自治基本条例第17条の規に基づき、委員の公募をします



八雲町学校給食センター運営委員会委員を公募します

八雲町学校給食センター運営委員会は、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき、八雲町教育委員会の諮問機関として設置され、学校給食の実施計画、衛生管理などを協議する委員会です。

【公募人数】 2名以内

【応募資格】

- 次のいずれにも該当する方
- ・平成30年10月1日現在、満20歳以上で八雲町在住の方
- ・国または地方公共団体の職員（八雲町職員であった方を含む）以外の方

【任期】 1年間

（平成30年10月1日～平成31年9月30日）

【報酬】 1回 5,600円

【開催回数】 年2回程度

※平日、日中に開催予定

【応募方法】

住所・氏名・生年月日・電話番号を八雲町学校給食センターへ連絡願います。募集人数を上回った場合は、抽選により決定します。任期期間中、審議案件が無い場合もございます。

電話または窓口にお越しください。

※申し込み後、給食センターに設置する応募用紙を提出

【応募期限】 8月31日（金）

【申し込み・問い合わせ先】

学校給食センター

☎0137-62-2801

情報公開審査会および個人情報保護審査会委員を公募します

情報公開審査会および個人情報保護審査会は、八雲町情報公開条例、八雲町個人情報保護条例にそれぞれ規定されている審査会で、条例に基づき公開請求または開示請求のあった情報に対する町や議会などの決定について、不服申立てがあった場合、その決定の妥当性を審議するなど、情報公開および個人情報保護に関する事項を調査審議する審査会です。

● 滞納整理機構の取り組みと実績 ●

渡島・檜山の1市16町で構成する「渡島・檜山地方税滞納整理機構」は、今年で設立から15年目を迎え、市や町が単独で行えないような徴収困難な滞納事案を引き受け、強制的な滞納処分により地方税の徴収を行う一部事務組合です。

納税に全く誠意の見られない滞納者の預貯金や給与の差し押さえ、公売等の厳格な滞納処分を中心とした滞納整理を行っています。平成30年度も、265人（法人含む）、2億7,000万円を引き受け、滞納整理を進めています。八雲町でも、毎年30人ほどの滞納者を滞納整理機構に依頼し滞納整理を進めています。

町も滞納整理機構と一体となって、税負担の公平化と税収のアップを目指し滞納整理を進めています。町税に未納のある場合は、早期に完納されるか納税相談に来庁されるようお願いいたします。

【平成29年度の実績】

- ・引受人数 260人（法人も含む）
- ・引受金額 2億7,000万円
- ・徴収金額 1億1,422万円（延滞金1,433万円を含む）

【問い合わせ先】 財務課納税係 ☎0137-62-2114

町では、情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員を兼務していただいています。

【公募人数】 2名

【応募資格】

平成30年11月1日現在、満20歳以上で八雲町在住の方

【任期】 3年間

（平成30年11月1日～平成33年10月31日）

【報酬】 1回5,600円

【開催日数】 不定期

【応募方法】

住所・氏名・生年月日・電話番号を役場総務課総務係へ連絡願います。募集人数を上回った場合は、抽選により決定します。任期期間中、審議案件が無い場合もございます。

【応募期間】 8月30日（木）

【申し込み・問い合わせ先】

総務課総務係

☎0137-62-2111